

令和5年度

第 1 回東海市上下水道運営審議会資料

令和 5 年 9 月 29 日

【目次】

1	下水道事業について.....	1
1.1	下水道事業の概要.....	1
1.2	人口普及率.....	2
1.3	整備計画.....	4
2	下水道事業の経営について.....	6
2.1	下水道事業の経営原則.....	6
2.2	下水道使用料の基本的考え方.....	6
2.3	経費回収率と使用料単価等.....	7
2.4	一般会計繰出金（一般会計繰出基準）.....	8
3	経営状況と今後の見通し.....	9
3.1	現状の使用料.....	9
3.2	使用料収入の現状と今後の見通し.....	10
3.3	汚水処理費の現状と今後の見通し.....	11
3.4	経費回収率と使用料単価等の現状と今後の見通し.....	12
3.5	下水道使用料と一般会計からの出資金との関係について.....	13
3.6	決算状況.....	15
3.7	他市の状況.....	17
3.8	現状のまとめ.....	20
4	使用料改定の必要性について（改定の理由）.....	21

1 下水道事業について

1.1 下水道事業の概要

下水道は、毎日の生活によって生じる汚水や雨水を速やかに排除して生活環境を改善するほか、公共用水域の水質保全を図るとともに、近年では循環型社会にも対応する施設としてなくてはならない社会資本のひとつです。

本市の下水道は、汚水と雨水を別々に流して、汚水は東海市浄化センターできれいな水に処理し、雨水は直接、川や海に放流する「分流式」です。

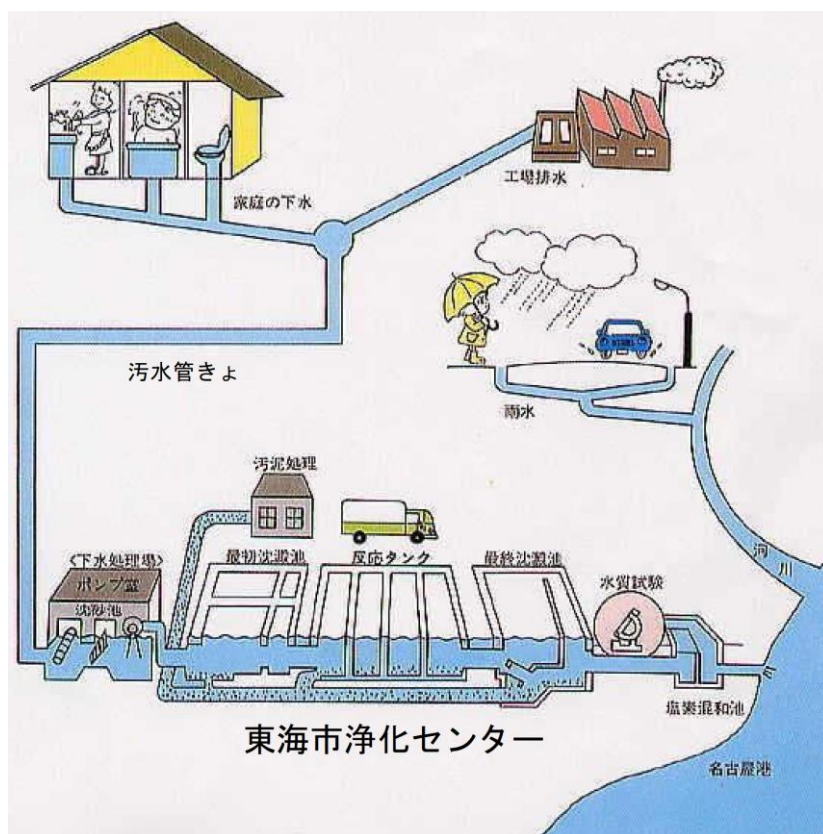


図 1.1.1 下水道のしくみ

本市の下水道事業は、1971 年（昭和 46 年）から建設を進め、1990 年（平成 2 年）10 月 1 日 に供用開始しました。

下水道施設の全体計画は、市域 4,343ha のうち、臨海部の工業地帯及び市街化調整区域の大部分を除く約 1,944ha の区域を公共下水道で整備するものです。現在（令和 4 年度）の処理区域面積は約 1,609ha であり、東海市浄化センター、汚水中継ポンプ場¹ 箇所、雨水ポンプ場 8 箇所（表 1.1.1）を整備し事業を推進しています。

また、本市の下水道事業は財政の透明化と経営の健全化を図るため、令和 2 年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、特別会計から公営企業会計へ移行しました。

¹ 汚水中継ポンプ場：家庭や事業所から排出される汚水を自然流下で処理場に導けない区域に設置するポンプ場

今後も順次下水道整備を進め、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水被害の防止などに努めます。

表 1.1.1 東海市浄化センター及び汚水・雨水ポンプ場の供用開始年度等

No	施設名称	排除方式・ 処理方式	現況能力	計画能力	供用開始 年 度	経過年数 (R5. 3)
1	東海市浄化センター	凝集剤併用 ステップ多段法	35,800 m ³ /日	43,000 m ³ /日	平成2年	32 年
2	下名和中継ポンプ場	分流汚水	9 m ³ /分	12 m ³ /分	平成23年	11 年
3	浅山ポンプ場	分流雨水	1,209 m ³ /分	1,207 m ³ /分	昭和63年	34 年
4	天寶ポンプ場		1,229 m ³ /分	1,549 m ³ /分	平成8年	26 年
5	伏見ポンプ場		130 m ³ /分	130 m ³ /分	昭和63年	34 年
6	名和前第1ポンプ場		696 m ³ /分	696 m ³ /分	昭和47年	50 年
7	名和前第2ポンプ場		325 m ³ /分	525 m ³ /分	平成14年	20 年
8	加家ポンプ場		1,085 m ³ /分	1,159 m ³ /分	平成3年	31 年
9	元浜第1ポンプ場		990 m ³ /分	990 m ³ /分	昭和48年	49 年
10	元浜第2ポンプ場		1,071 m ³ /分	1,071 m ³ /分	昭和61年	36 年

1.2 人口普及率

本市の人口、処理区域面積²、処理区域内人口³、水洗化人口⁴及び人口普及率⁵等の現況と今後の見通し（平成30年～令和10年）を表1.2.1、図1.2.1に示します。

² 処理区域面積：污水管渠整備により、生活及び事業所等からの汚水を污水管渠へ排除できる区域（＝処理区域）の総面積

³ 処理区域内人口：処理区域に居住する人口

⁴ 水洗化人口：処理区域内人口のうち実際に下水道に接続し、使用している人口

⁵ 人口普及率：東海市の人口（行政人口）に対して、下水道を利用できる区域の人口の割合

表 1.2.1 東海市の人口、処理区域面積及び人口普及率等（平成 30 年～令和 10 年）

		実績 ← → 予測										
項 目		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
東海市の人口 (人)	累 計 ①	114,827	114,894	114,615	113,931	113,572	113,772	113,972	114,172	114,372	114,571	114,811
	増 減	316	67	-279	-684	-359	200	200	200	200	199	240
処理区域面積 (ha)	累 計	1,464	1,502	1,504	1,546	1,609	1,655	1,676	1,698	1,734	1,760	1,769
	増 減	46	38	2	42	63	46	21	22	36	25	9
処理区域内人口 (人)	累 計 ②	96,422	99,213	99,272	98,721	98,673	99,585	100,789	101,430	102,896	103,768	105,366
	増 減	6,639	2,791	59	-551	-48	912	1,204	641	1,466	872	1,598
水洗化人口 (人)	累 計 ③	87,649	90,031	92,109	93,094	93,499	94,361	95,223	95,977	96,682	97,663	98,783
	増 減	2,739	2,382	2,078	985	405	862	862	754	705	981	1,120
人口普及率 ④=②/①×100		84.0%	86.4%	86.6%	86.6%	86.9%	87.5%	88.4%	88.8%	90.0%	90.6%	91.8%
水洗化率 ⑤=③/②×100		90.9%	90.7%	92.8%	94.3%	94.8%	94.8%	94.5%	94.6%	94.0%	94.1%	93.8%

※出典：令和5年度～令和10年度は水道部が独自算出した将来推計値
数値は各年度末の値

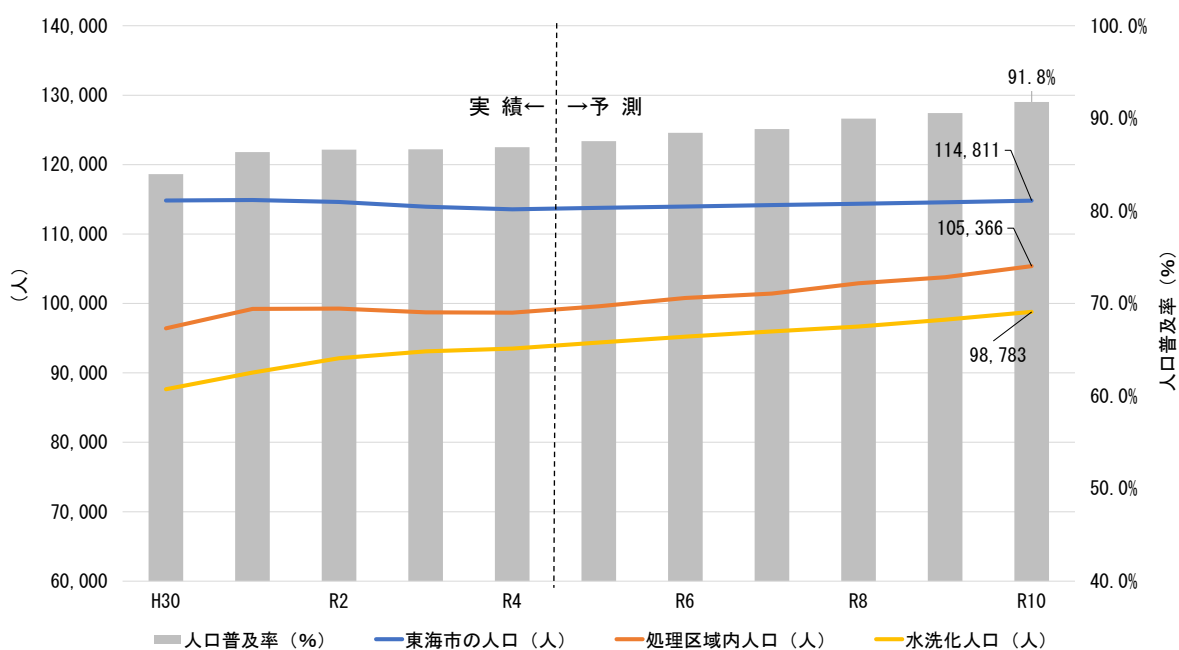


図 1.2.1 東海市の人口、処理区域内人口及び人口普及率等（平成 30 年～令和 10 年）

1.3 整備計画

污水管渠の未整備面積は約 335ha です。

今後の地区別の污水管渠整備計画面積を表 1.3.1、整備図を図 1.3.1 に示します。

本市の污水管渠は、計画的な整備については令和 12 年度を目標に完了予定とし、市街化予定区域については整備年度は未定です。

表 1.3.1 今後の污水管渠整備計画面積

(単位 : ha)

年 度	名 和	浅 山	社 山	加木屋	太田川 駅西 区画整理	加木屋 中部 区画整理	名和駅西 区画整理	計	市街化 予定区域
R5	17.45	-	18.00	-	-	5.00	-	40.45	154.70
R6	8.19	-	-	8.05	3.20	1.00	5.00	25.44	
R7	-	-	-	3.71	15.60	1.00	3.00	23.31	
R8	12.28	1.88	-	4.36	15.60	2.00	-	36.12	
R9	10.61	9.70	-	3.08	-	2.00	-	25.39	
R10	9.30	-	-	-	-	-	-	9.30	
R11	11.33	-	-	-	-	-	-	11.33	
R12	8.73	-	-	-	-	-	-	8.73	
計	77.89	11.58	18.00	19.20	34.40	11.00	8.00	180.07	154.70

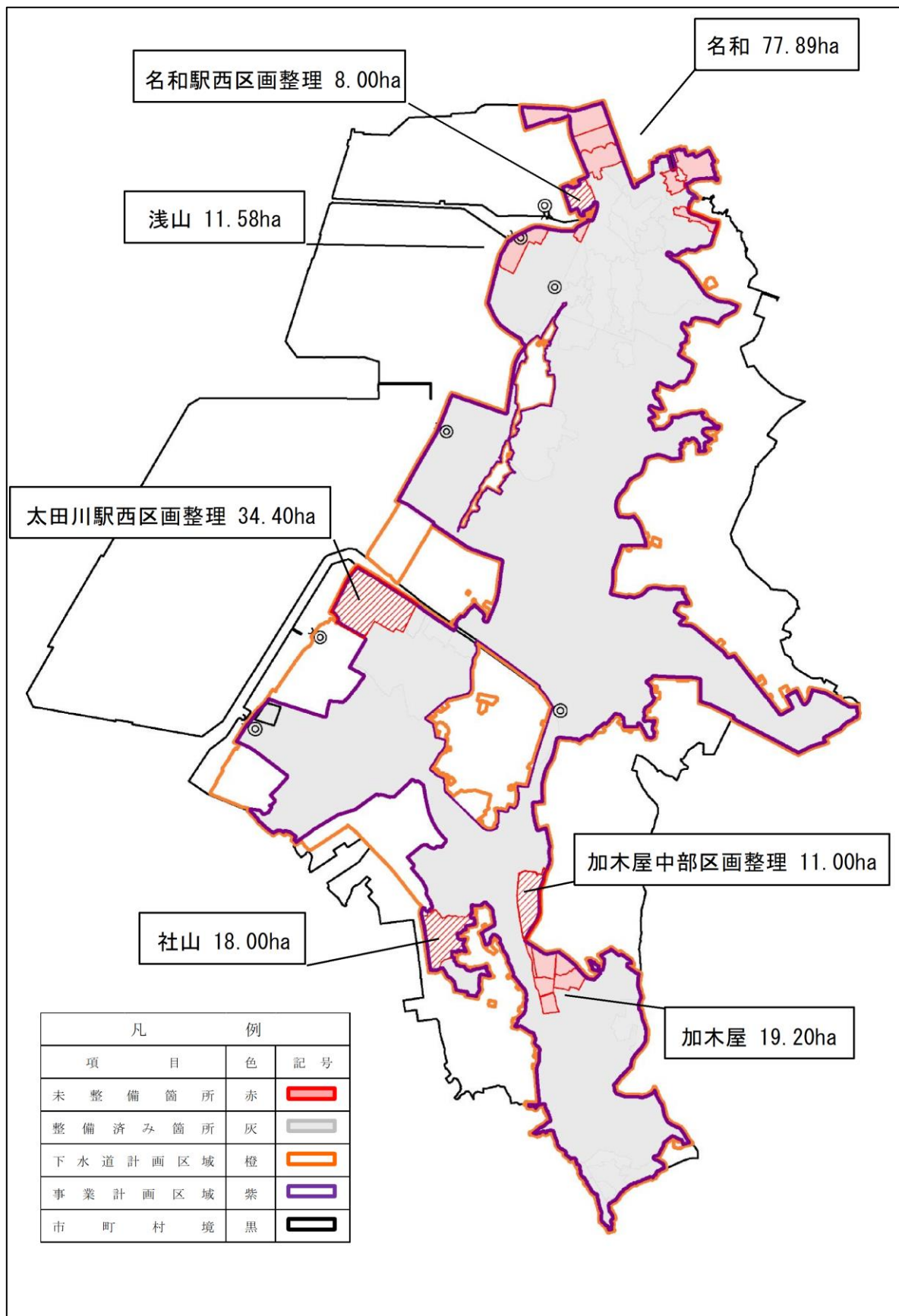


図 1.3.1 今後の污水管渠整備計画

2 下水道事業の経営について

2.1 下水道事業の経営原則

下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されます。

また、下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則です。

ただし、汚水処理に要する経費のうち、合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費などは、公的な便益も認められることから公費により負担されます。

2.2 下水道使用料の基本的考え方

2.2.1 下水道使用料の基本原則

使用料とは、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費を使用者に負担頂くものであり、その根拠及び設定の原則は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 20 条に次のように規定されています。

- ① 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる（法第 20 条第 1 項）。
- ② 使用料は、次の原則によって定めなければならない（法第 20 条第 2 項）。
 - ・ 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - ・ 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - ・ 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - ・ 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

2.2.2 公費と私費の負担区分と使用料の算定

私費負担部分については、使用料で負担頂く必要があり、使用料の算定に当たっては十分留意する必要があります（図 2.2.1）。

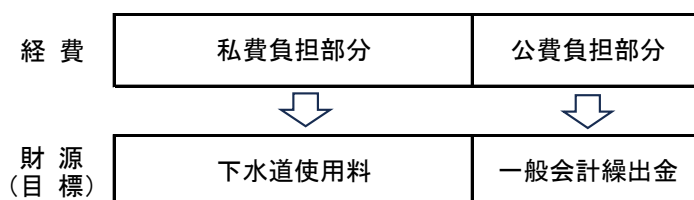


図 2.2.1 汚水処理経費の負担区分とその財源（目標）

2.3 経費回収率と使用料単価等

経費回収率は、私費負担部分（図 2.2.1）をどの程度使用料で賄えているかを表した指標です。

私費負担部分（＝污水处理費⁶）を全て使用料で賄うことができている状況が、経費回収率 100%の状態です。

経費回収率が 100%を下回っている場合は、私費負担部分（＝污水处理費）が使用料以外の収入により補てんしていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要です。

経費回収率の算定式と、使用料単価及び污水处理原価の算定式を以下に示します。

経費回収率は、使用料単価と污水处理原価により算定も可能です。

有収水量は、水道の使用量により算定しています。

- 経費回収率（%）＝下水道使用料（円）÷污水处理費（円）×100
＝使用料単価（円/m³）÷污水处理原価（円/m³）×100
- 使用料単価（円/m³）＝下水道使用料（円）÷有収水量（m³）
- 污水处理原価（円/m³）＝污水处理費（円）÷有収水量（m³）

⁶ 污水处理費：使用料で回収すべき経費である“污水处理費”は公費負担分を除く、私費負担分が対象

2.4 一般会計繰出金（一般会計繰出基準）

市の一般会計から下水道事業の公営企業会計に繰り出されるべき一般的な基準の概要を表 2.4.1 に示します。

表 2.4.1 の中で下水道使用料に関係するものは、一般会計繰出金のうち①を除く、②分流式下水道等に要する経費、③水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、④高度処理に要する経費です。

表 2.4.1 一般会計繰出金の対象経費（主なもの）

対象経費	概 要
① 雨水処理に要する経費 （資本費・維持管理費）	雨水処理に要する資本費 ⁷ 及び維持管理費 ⁸ に相当する額について繰り出す。 雨水処理費と汚水処理費の区分は、旧自治省から「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56 年自治準企第 153 号）として「雨水・汚水経費区分基準」が示されている。
② 分流式下水道等に要する経費（資本費）	本経費の算定は、汚水処理に要する経費（資本費）から、「高度処理に要する経費（資本費）」を控除した残りの資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの（適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるもの）に相当する額とする。
③ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費（維持管理費）	水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の 50%について繰り出す。
④ 高度処理に要する経費 （資本費・維持管理費）	下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く）に相当する額の一部（50%を基準とする）について繰り出す。

⁷ 資本費：①減価償却費、②企業債等支払利息（一時借入金利息を除く）及び③企業債取扱諸費等の合計額

⁸ 維持管理費：①東海市浄化センターでの汚水処理費、②ポンプ場や下水道管等を維持管理するための費用

3 経営状況と今後の見通し

3.1 現状の使用料

本市の下水道使用料を表 3.1.1 に示します。

現在の使用料体系は、基本使用料と超過使用料からなる二部使用料制の累進逓増使用料制⁹です。

現在の下水道使用料の施行開始（改定）は平成 9 年 4 月です。平成 2 年の下水道供用開始から現在まで、下水道使用料の改定は平成 9 年施行の 1 回のみです。

表 3.1.1 下水道使用料

区 分		1 か月の排除汚水量	現行単価（税抜）
一般用	基本使用料	10 m ³ まで	800 円
	超過使用料 （1 m ³ 当たり）	11～20 m ³	95 円
		21～30 m ³	130 円
		31～50 m ³	165 円
		51 m ³ 以上	210 円
臨時使用、一時使用		1 m ³ につき	420 円

⁹ 累進逓増使用料制：下水を排出する量が多くなるほど 1 m³当たりの使用料が高くなる制度であり、本市をはじめ多くの都市で採用している制度。水道料金や電気料金等においても本制度を採用。

3.2 使用料収入の現状と今後の見通し

使用料収入の現状と、今後の見通し¹⁰（平成30年～令和10年）を表3.2.1、図3.2.1に示します。

表 3.2.1 使用料収入の現状と今後の見通し（平成30年～令和10年）

		実績←					→予測					
項 目		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
水洗化人口 (人)	累計	87,649	90,031	92,109	93,094	93,499	94,361	95,223	95,977	96,682	97,663	98,783
	増減	-	2,382	2,078	985	405	862	862	754	705	981	1,120
1人1日当り有収水量 (ℓ/人・日)		254	252	259	258	256	255	255	255	255	255	255
有収水量 (m ³ /日)	累計	22,274	22,675	23,857	24,047	23,893	24,062	24,282	24,474	24,654	24,904	25,190
	増減	-	401	1,182	190	-154	169	220	192	180	250	286
使用料収入 (消費税抜)	百万円	1,008	862	989	995	986	994	1,003	1,011	1,019	1,029	1,041

※出典：令和5年度～令和10年度は水道部が独自算出した将来推計値

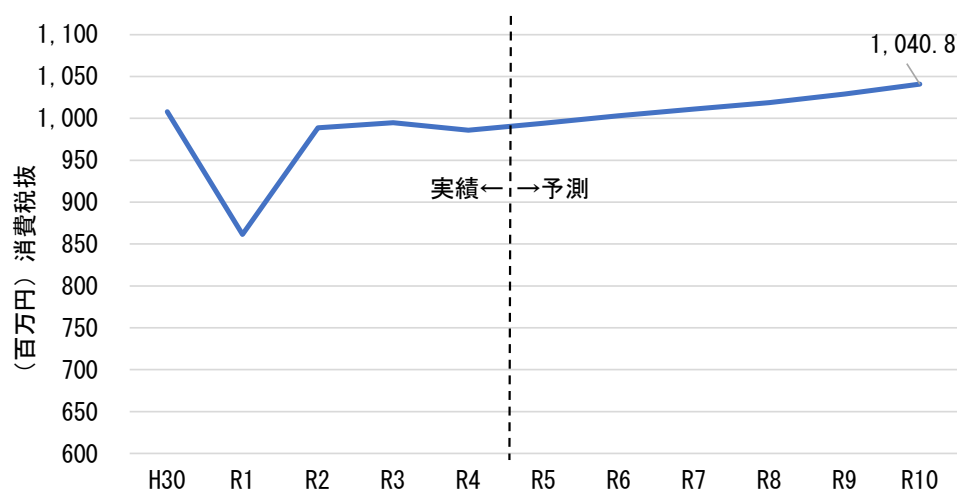


図 3.2.1 使用料収入の現状と今後の見通し（平成30年～令和10年）

¹⁰ R5～R10における以下項目の予測方法

- ・使用料収入（千円）＝有収水量（m³/日）×1 m³当たり使用料×365
- ・有収水量＝水洗化人口×1人1日当り有収水量（実績を考慮して255ℓ/人・日）÷1,000
- ・使用料収入で使用する1 m³当たり使用料＝実績を考慮して113.2円/m³（消費税抜）

3.3 汚水処理費の現状と今後の見通し

汚水処理費の現状と今後の見通しを表 3.3.1、図 3.3.1 に示します。

汚水処理費は維持管理費と資本費の合計であり、表 3.3.1、図 3.3.1 の資本費は分
流式下水道に要する経費を除いています。

表 3.3.1 汚水処理費の現状と今後の見通し（平成 30 年～令和 10 年）

実績←						→予測						
(単位：百万円) 消費税抜												
項 目		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
汚 水 処 理 費	維持管理費	790	636	774	772	798	1,020	1,019	1,031	1,053	1,040	1,263
	資 本 費	434	608	536	547	511	298	311	309	297	323	116
	合 計	1,224	1,244	1,310	1,319	1,310	1,317	1,329	1,340	1,350	1,364	1,379

※出典：令和5年度～令和10年度は水道部が独自算出した将来推計値

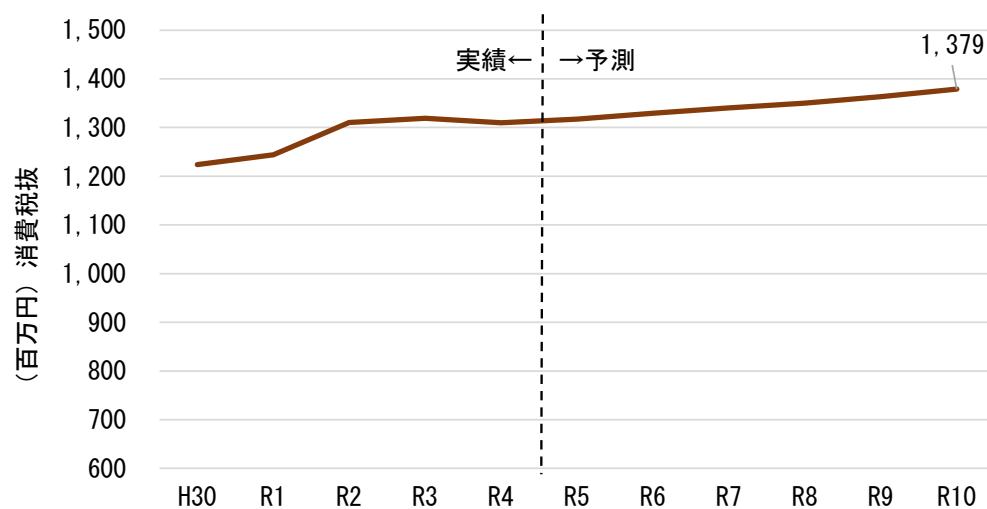


図 3.3.1 汚水処理費の現状と今後の見通し（平成 30 年～令和 10 年）

3.4 経費回収率と使用料単価等の現状と今後の見通し

経費回収率と使用料単価等の現状と今後の見通しを表 3.4.1、図 3.4.1 に示します。

平成 30 年度から令和 4 年度は、污水处理費に対して下水道使用料が毎年不足しており、損失額は約 2.2 億円～3.8 億円で、経費回収率は 69.2%～82.4%です。

令和 5 年度から令和 10 年度の今後の見通しでは、損失額は約 3.2 億円～3.4 億円で、経費回収率は 75.5%です。

令和 5 年度から令和 10 年度の今後の見通しでは、使用料単価は 113.2 円/m³、污水处理原価は 150 円/m³です。

表 3.4.1 経費回収率と使用料単価等の現状と今後の見通し

実績←							→予測					
項 目	記号	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
下水道使用料 (百万円)	①	1,008	862	989	995	986	994	1,003	1,011	1,019	1,029	1,041
污水处理費 (百万円)	②	1,224	1,244	1,310	1,319	1,310	1,317	1,329	1,340	1,350	1,364	1,379
収 支 (百万円)	③	-216	-383	-322	-324	-324	-323	-326	-329	-331	-335	-338
有収水量 (㎥/日)	④	22,274	22,675	23,857	24,047	23,893	24,062	24,282	24,474	24,654	24,904	25,190
使用料単価 (円/㎥)	⑤	124	104	114	113	113	113	113	113	113	113	113
污水处理原価 (円/㎥)	⑥	151	150	151	150	150	150	150	150	150	150	150
経費回収率	⑦	82.4%	69.2%	75.4%	75.4%	75.3%	75.5%	75.5%	75.4%	75.5%	75.5%	75.5%

※③=①-②、⑤=①/(④×365)×10⁶、⑥=②/(④×365)×10⁶、⑦=①/②

※出典: 令和5年度～令和10年度は水道部が独自算出した将来推計値

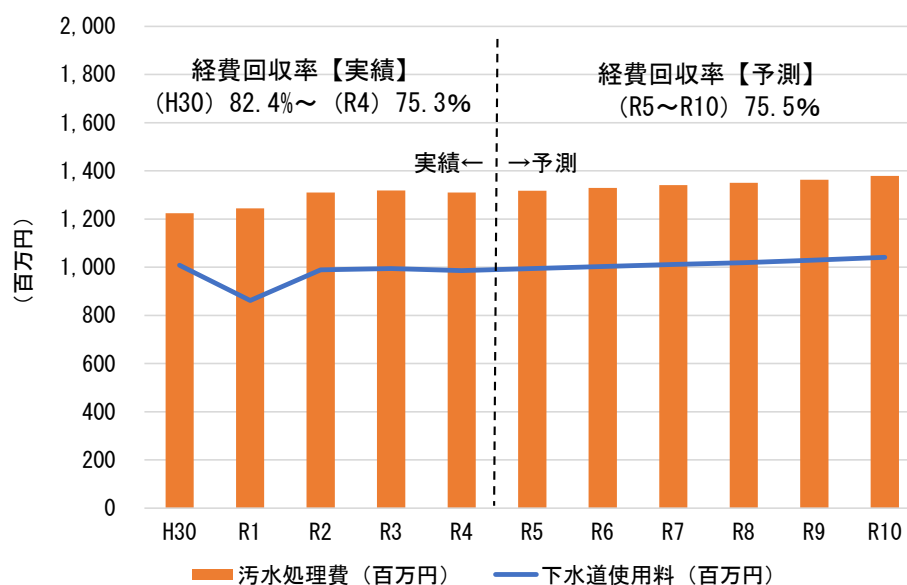


図 3.4.1 経費回収率と使用料単価等の現状と今後の見通し

3.5 下水道使用料と一般会計からの出資金との関係について

今後の支出（汚水処理原価）と収入（下水道使用料等）の関係を図 3.5.1 に示します。

令和4年度末の支出（汚水処理原価）は、213 円/m³です。

これに対して収入は、現行使用料の場合は使用料単価が 113 円/m³、これに損失額 37 円/m³と、一般会計による負担額（分流式経費）63 円/m³が計上されます。

最終目標は、収入における損失額を無くすことであり、この場合の使用料単価は150 円/m³です。なおこの 150 円/m³は、地方公営企業が最低限行うべき経営努力として国が示している使用料単価で“20 m³当たり 3,000 円”を前提としているものです。

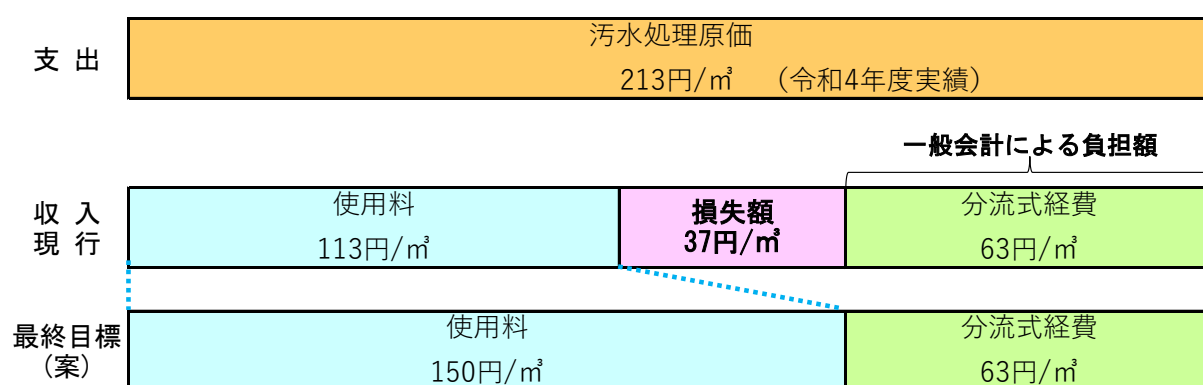


図 3.5.1 支出（汚水処理原価）と収入（下水道使用料等）の関係

収益的収支及び資本的収支の関連（現在と目標）を図 3.5.2 に示します。

目標とする使用料により、収益的収入の下水道使用料が増加し、損失額が減少することで、留保資金が増加します。

増加した留保資金を資本的収支の不足分に充てることで、資本的収入における基準外繰出（出資金）が減少します。

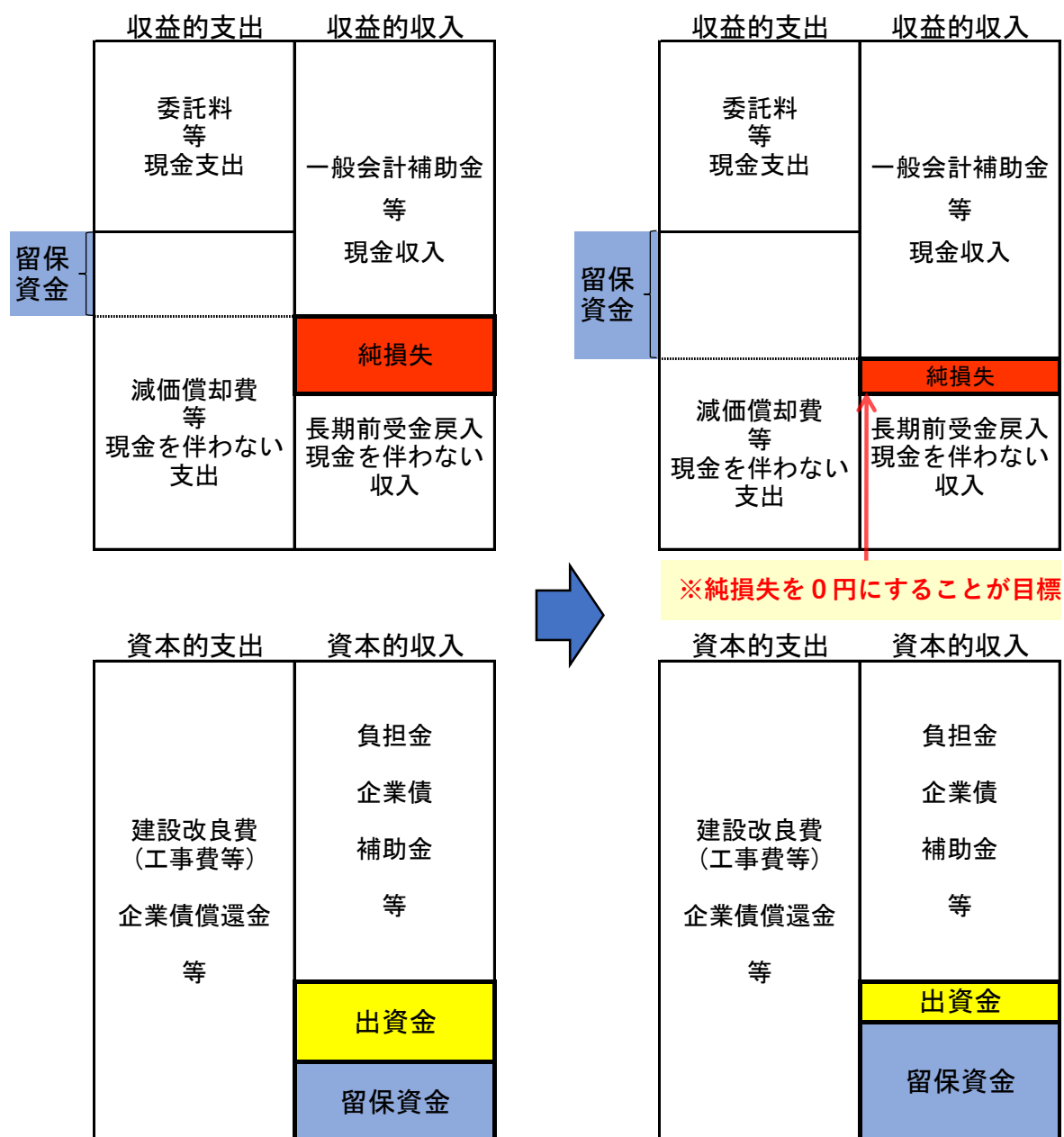


図 3.5.2 収益的収支及び資本的収支¹¹（現在と目標）

¹¹ （主な用語の説明）

- ・ 委託料：東海市浄化センター、ポンプ場や管渠の維持管理等を企業へ依頼する費用。
- ・ 減価償却費：東海市浄化センター、管渠など一般には時の経過等によってその価値が減少する資産について、その取得に要した金額を一定の方法によって各事業年度の費用として配分していくもの。
- ・ 一般会計補助金：一般会計から公営企業会計へ、各種行政上の目的をもって交付される補助金。
- ・ 長期前受戻入金：管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、当該資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても後年度に繰り延べて収益化するもの。つまり長期前受金戻入とは、減価償却が取得経費を使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ること。

3.6 決算状況

収益的収支の推移（R2～R4）を表 3.6.1、図 3.6.1 に示します。

当年度純損失は、令和 2 年度が約 2 億 9 千万円、令和 3 年度が約 3 億 5 千万円、令和 4 年度（仮）が約 2 億 8 千万円です。

表 3.6.1 収益的収支（R2～R4）

（単位：千円）

項 目				記号	R2	R3	R4（仮）	
収益的 収 支	収益的 収 入	営 業 収 益	下水道使用料	-	988,657	994,832	985,948	
			雨水処理負担金	-	895,806	872,830	968,849	
			受託事業収益	①	896	-	-	
			その他営業収益	-	90	75	69	
			計	②	1,885,449	1,867,737	1,954,866	
		営業外 収 益	受取利息及び配当金	-	9	10	12	
			補助金（国庫）	-	4,300	8,254	6,000	
			他会計補助金	-	443,925	460,995	567,111	
			長期前受金戻入	-	1,918,731	1,951,649	1,979,004	
			雑 収 益	-	4,227	1,165	36,339	
			計	-	2,371,192	2,422,073	2,588,466	
		計			③	4,256,641	4,289,810	4,543,332
	収益的 支 出	営 業 費 用	管 渠 費	-	108,545	118,234	122,329	
			雨水ポンプ場費	-	204,565	184,831	241,558	
			処理場費	-	577,267	580,382	611,727	
			受託事業費	-	837	-	-	
			総 係 費	-	116,123	107,969	109,463	
			減価償却費	-	3,222,161	3,279,201	3,415,718	
			資産減耗費	-	17,086	49,232	3,565	
			計	-	4,246,584	4,319,849	4,504,360	
		営業外 費 用	支払利息及び 企業債取扱諸費	-	305,293	278,869	259,437	
			雑 支 出	-	36,057	36,340	67,401	
			計	-	341,350	315,209	326,838	
		計			④	4,587,934	4,635,058	4,831,198
		経常損益			⑤=③-④	-331,293	-345,248	-287,866
特別利益			⑥	40,818	380	43,719		
特別損失			⑦	3,619	1,499	37,206		
特別損益			⑧=⑥-⑦	37,199	-1,119	6,513		
当年度純利益（又は純損失）			⑨=⑤+⑧	-294,094	-346,367	-281,353		

資料：「下水道決算統計」20 損益計算書、22 貸借対照表

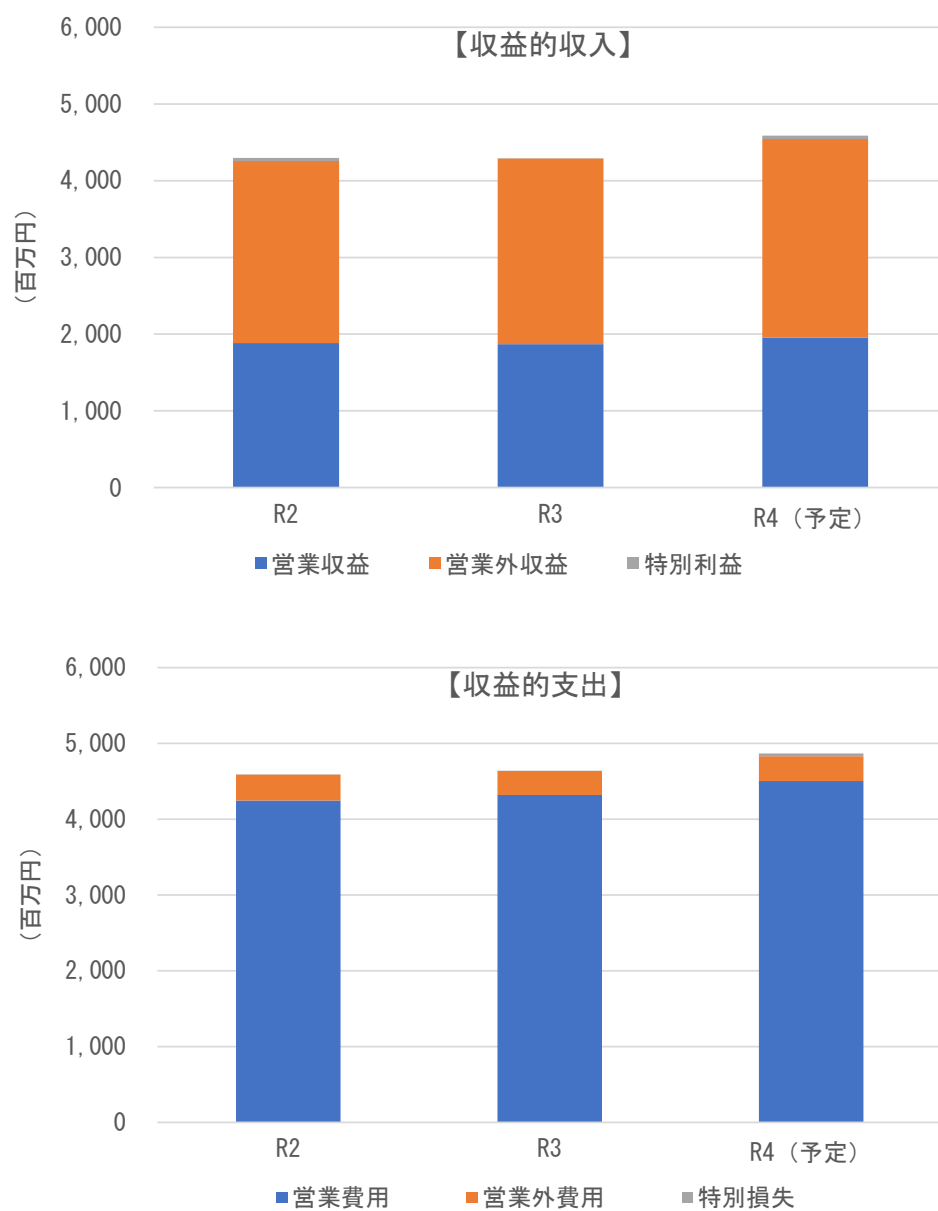


図 3.6.1 収益の収支 (R2～R4)

3.7 他市の状況

愛知県内市町の下水道使用料状況等¹²を表 3.7.1 及び図 3.7.1 に示します。

表 3.7.1 及び図 3.7.1 の団体並びは、使用料単価が大きい順です。

表 3.7.1 の黄緑網掛けは近年(平成 29 年度以降)、使用料改定を行った自治体です。
本市の使用料単価 [113.3 円/m³] は 48 団体中、概ね中間の 26 位です。

¹² 資料：「令和 3 年度地方公営企業年鑑」総務省 HP

表 3.7.1 愛知県内市町の下水道使用料状況（団体並びは上から使用料単価が大きい順）

団体名		供 用 開始年	現行使用 料施行年	使用料 単価① (円/㎡)	汚水処理原価 (円/㎡)			経費回収率 ③=②/①	水洗化率 (%)	近年改定の 平均改定率 (H29以降)
					維持管理 費分	資本費分	計 ②			
1	弥富市	H.22	H.22	176.6	163.0	33.1	196.1	90%	47.4	-
2	新城市	H. 1	R. 2	171.2	77.4	94.9	172.2	99%	90.5	8.1%
3	愛西市	H.22	H.21	162.7	164.2	-	164.2	99%	59.3	-
4	豊橋市	S.10	H.31	149.2	58.8	70.4	129.2	115%	97.4	15.6%
5	清須市	H.25	H.24	148.4	206.9	-	206.9	72%	76.0	-
6	蟹江町	H.22	H.21	146.5	151.8	-	151.8	96%	65.8	-
7	津島市	S.39	H.26	144.0	85.7	64.3	150.0	96%	65.6	-
8	豊山町	H.20	H.19	140.9	133.0	17.1	150.2	94%	59.6	-
9	稲沢市	H.12	H.17	140.5	95.1	58.3	153.5	92%	75.5	-
10	大口町	H. 8	H.18	136.3	117.0	36.9	153.9	89%	84.1	-
11	大治町	H.22	H.21	133.8	265.2	-	265.2	50%	51.5	-
12	あま市	H.22	H.22	132.0	145.9	4.1	150.0	88%	66.9	-
13	春日井市	S.43	R. 4	131.9	75.4	74.6	150.0	88%	96.0	12.0%
14	常滑市	H.13	H.13	129.8	139.8	10.6	150.4	86%	71.6	-
15	尾張旭市	S.61	H.14	124.1	82.0	68.0	150.0	83%	90.0	-
16	豊川市	S.55	H.23	122.4	64.5	73.2	137.7	89%	93.4	-
17	長久手市	H. 8	H. 8	122.3	90.5	59.8	150.2	81%	93.5	-
18	豊田市	S.63	H.13	119.3	59.2	91.6	150.9	79%	94.3	-
19	蒲郡市	S.52	H.21	118.6	88.8	61.2	150.0	79%	88.6	-
20	高浜市	H.10	H.10	117.9	117.5	32.5	150.0	79%	79.1	-
21	岡崎市	S.37	H.21	116.9	60.3	89.7	150.0	78%	95.6	-
22	半田市	H. 3	H. 9	116.9	69.1	81.0	150.0	78%	88.8	-
23	名古屋市	T. 1	H.12	115.8	59.6	60.0	119.6	97%	99.8	-
24	豊明市	S.46	H.29	114.6	72.5	56.8	129.3	89%	97.9	15.4%
25	北名古屋市	H.20	H.26	114.2	121.6	28.4	150.0	76%	77.8	-
26	東海市	H. 2	H. 9	113.3	88.0	62.3	150.3	75%	94.3	-
27	日進市	H. 1	H.25	113.0	96.9	49.5	146.4	77%	97.8	-
28	碧南市	H. 8	H. 8	111.6	106.7	43.3	150.0	74%	83.0	-
29	みよし市	S.62	H.15	110.1	70.0	80.1	150.1	73%	93.0	-
30	東郷町	H. 9	R. 1	109.9	98.3	63.9	162.2	68%	95.1	26.4%
31	知多市	S.48	H.29	109.8	83.9	23.9	107.8	102%	99.1	13.6%
32	江南市	H.14	H.14	107.3	107.0	98.8	205.8	52%	71.5	-
33	田原市	H. 3	H. 2	107.1	97.0	53.0	150.0	71%	91.3	-
34	西尾市	H. 4	R. 2	106.5	56.9	94.1	151.0	71%	88.7	15.0%
35	武豊町	H. 3	H. 3	103.1	74.9	75.5	150.4	69%	89.0	-
36	阿久比町	H. 6	H. 5	102.6	88.7	83.4	172.1	60%	87.7	-
37	犬山市	H. 1	H.19	102.2	81.2	70.0	151.2	68%	85.9	-
38	一宮市	S.35	H.29	99.5	84.0	66.0	150.0	66%	75.4	14.4%
39	扶桑町	H.19	H.18	98.6	106.5	43.6	150.1	66%	69.0	-
40	知立市	S.41	H.29	97.8	64.5	85.5	150.0	65%	86.3	13.5%
41	幸田町	H. 2	H.29	96.7	54.9	95.1	150.0	64%	95.1	15.2%
42	安城市	H. 5	H. 4	96.0	57.1	80.8	138.0	70%	93.3	-
43	刈谷市	H. 1	H.25	95.9	63.0	54.2	117.2	82%	91.9	-
44	東浦町	H. 1	H. 9	91.9	83.7	70.0	153.7	60%	86.5	-
45	瀬戸市	S.45	H.12	90.3	70.2	73.3	143.5	63%	86.2	-
46	小牧市	S.62	H. 2	88.8	86.9	63.1	150.0	59%	92.7	-
47	大府市	H. 1	H. 1	88.7	67.1	82.9	150.0	59%	93.8	-
48	岩倉市	H. 7	H.22	85.0	91.9	58.2	150.1	57%	86.9	-

※使用料単価＝使用料収入÷年間有収水量 ※污水处理原価＝污水处理費（維持管理費分、資本費分）÷年間有収水量

※黄緑網掛けは、平成29年度以降に使用料改定を行った自治体である。

資料：「令和3年度地方公営企業年鑑」等 総務省HP

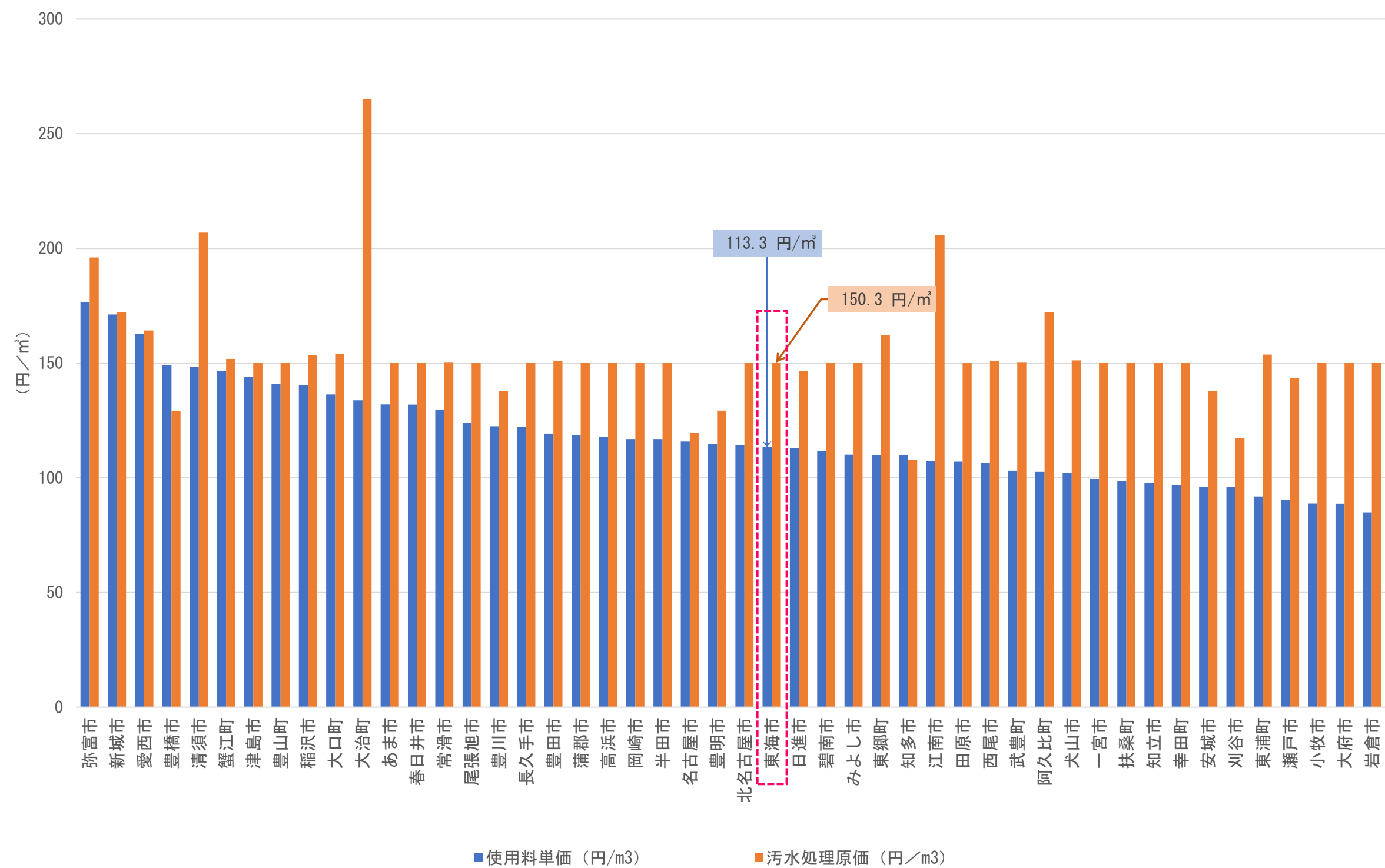


図 3.7.1 愛知県内市町の下水道使用単価及び汚水処理原価（使用料単価が大→小順）
資料：「令和3年度地方公営企業年鑑」総務省 HP

3.8 現状のまとめ

平成 30 年度から令和 4 年度は、汚水処理費に対して下水道使用料が毎年不足しており、損失額は約 2.2 億円～3.8 億円で、経費回収率は 69.2%～82.4%です(表 3.4.1)。

令和 5 年度から令和 10 年度の今後の見通しでは、損失額は毎年度約 3.2 億円～3.4 億円で、経費回収率は 75.5%となる見込みです。

本市ではこれまで表 3.8.1 に示す様々な経費削減等を実施してきましたが、上記のとおり本市の下水道事業の経営状況は現在厳しく、今後も同様の厳しい経営状況が続くと予想されます。

表 3.8.1 本市における下水道経費削減等及び環境に配慮した事業推進

現状で行っていること	① 水洗化率向上のため、供用開始後 3 年経過した未接続世帯が多い地区を選定し、下水への切り替えの啓発活動を継続的に行っている。
	② 平成 20 年度から東海市浄化センター等の施設等の維持管理包括委託を実施し、維持管理費用の削減を行っている。[0.7 百万円/年]
	③ 愛知県、知多市、常滑市と共同で汚泥焼却施設（半田市にある衣浦西部浄化センター内）を建設し、令和 4 年度から共同汚泥処理を開始したことで、処理費と運搬費を削減している。[40 百万円/年]
	④ 令和 4 年度から、し渣（汚水流入時にスクリーンにかかった固形物）の破碎機を導入したことで、し渣処分にかかる費用を削減している。[9 百万円/年]
	⑤ 管渠点検調査について、周辺自治体と共同発注を行うことで経費を削減する取り組みの検討・協議を進めている。
	⑥ 東海市浄化センター等の施設の改築更新工事において、令和 4 年度末から PPP/PFI などの民間提案の窓口を設け、整備費用の削減、環境に配慮した施工及び機器導入を目指す。
	⑦ 令和 5 年度から東海市浄化センターへ流入する不明水の調査を開始し、雨水の誤接続箇所を解消することで、汚水処理費の低減を目指す。
今後考えられる取り組み	① 東海市浄化センター等の下水道事業用地内において、太陽光発電などの自然エネルギー活用し、動力費の削減に向けて検討を行う。
	② PPP/PFI において、将来的に公共施設等運営事業とするための段階として、官民連携方式の管理・更新一体マネジメント方式の導入を検討することで、維持管理経費や改築更新経費の削減及び環境に配慮した機器の導入を目指す。
	③ 東海市浄化センターの未利用地について、土地を有効活用することによる土地使用料徴収の検討を行う。

4 使用料改定の必要性について（改定の理由）

本市ではこれまでも恒常的な費用の削減などに努めてまいりましたが、現在の経営状況は、本来使用料で賄うべき汚水処理費に対して、令和4年度は使用料収入が約3億円不足（＝損失額が約3億円）、令和4年度末で累積約9億円不足している状況です。

また、節水型設備の普及拡大や節水意識の定着による使用料収入の減少、燃料費や電気料金の高騰及び、下水道施設の老朽化に伴う更新費用により、今後の下水道事業の経営環境は、一段と厳しさを増すことが予想されます。

令和5年度から令和10年度の今後の見通しでは、損失額は毎年約3.2億円～3.4億円、経費回収率は75.5%です（表 3.4.1）。

このようなことから、下水道を整備し、衛生的な生活環境の持続を目指すため、今後も引き続き様々な経営健全化の施策に取り組んでまいりますが、使用者の皆様に負担をお願いすることとなる下水道使用料の改定が必要な状況です。